

令和8年第2回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和8年6月15日（月曜）

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午後1時30分 宣告

1. 応招議員

1 番 秦野 仁美	2 番 宮坂 幸夫	3 番 小野沢常裕
4 番 今井 健児	5 番 芝間 教男	6 番 中村 茂弘
7 番 森澤 文王	8 番 村田 桂子	9 番 榎本 真弓
10 番 今井 清	11 番 村松 浩喜	12 番 今井 英昭

1. 不応招議員 な し

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸	教育長 塩澤勝巳
総務課長 竹重和明	町民課長 荻原義行	企画課長 市川 偉
教育次長 羽田徹也	建設環境課長 羽場雅敏	
産業振興課長 篠原英男	会計管理者 櫻井千佳	
庶務係長 市川 理		

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田口 仁	書記 伊藤百合子
-------------	----------

閉会 午後3時59分

(午後 1 時 30 分 開議)

議長（今井英昭君） こんにちは。本日、審議最終日となります。

現在までの出席議員は12名であります。定足数を超えておりますので、直ちに 6 月 15 日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第 1 議案第42号～日程第 5 陳情第 1 号

議長（今井英昭君） 日程第 1 議案第42号 立科町温泉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第 5 陳情第 1 号 「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情書までの 5 件についての委員長報告までを一括議題とし、討論、採決は 1 件ごとに行います。

ただいま議題となっています案件については、各常任委員会へ付託し、審査されていますので、各委員長より審査結果の報告を求めます。芝間教男総務経済常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈5 番 芝間 教男君 登壇〉

5 番（芝間教男君） それでは、総務経済常任委員会に付託されました案件につきまして、審査の報告をいたします。

1、付託案件につきましては、2 の審査経過の中で申し上げます。

2、審査経過。

令和 8 年 6 月 5 日に付託された標記案件を審査するため、6 月 11 日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の対応は次のとおりです。

（1）議案第42号 立科町温泉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について。

標記改定の考え方等について説明を受け、原案を賛成多数で可決しました。

議案第43号 令和 8 年度立科町一般会計補正予算（第 1 号）について。

歳入全般、歳出のうち、【2 款】総務費、【5 款】農林水産業費、【6 款】商工費、【12 款】予備費。

歳出について、主なものは、【2 款】総務費のうち、1 項総務管理費、1 目一般管理費、一般職給与では、今回の補正は臨時異動等によるものとの説明を受け、5 目企画費、まちづくり事業経費では、地域活動事業助成金の内示による補助金の増額、9 目ふるさと寄附金事業費では、一般社団法人信州たてしな観光協会による白樺高原花火大会開催に係るガバメントクラウドファンディングの申請による補助金等の増額との説明を受けました。

【５款】農林水産業費のうち、１項農業費、３目農業振興経費では、経営発展支援事業補助金の内容について説明を受け、５目都市農村交流道の駅管理経費では、都市農村交流施設厨房の食器洗浄機更新との説明を受けました。

【６款】商工費、２項観光費、４目蓼科牧場費、牧場管理経費では、蓼科第二牧場の牛放牧委託に係る導入と管理方法の説明を受けました。

【12款】予備費を含め原案を全会一致で可決いたしました。

３、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

議長（今井英昭君） 芝間議員、お待ちください。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、村田桂子社会文教建設常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈８番 村田 桂子君 登壇〉

８番（村田桂子君） それでは、立科町議会社会文教建設常任委員会の審査報告を申し上げます。

付託された案件については、審査経過の中で申し上げます。

２、審査経過。

令和８年６月５日に付託された標記案件を審査するため、６月10日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりです。

（１）議案第43号 令和８年度立科町一般会計補正予算（第１号）について。

歳出については、【３款】民生費のうち、１項社会福祉費、２目障害者福祉費では、報酬改定等制度改正によるサービスコード変更のためのシステム改修に伴う増額補正、３目福祉医療費では、高額療養費の自己負担上限額７％引上げの制度改正によるシステム改修に伴う増額補正、３項高齢者福祉費、１目高齢者福祉総務費では、介護報酬改定に伴う電算システム改修に係る委託料の計上であり、介護保険特別会計へ繰り出すものと説明を受けました。

【９款】教育費のうち、１項教育総務費、２目事務局費では、人事異動に伴う給与費の調整による増額補正、４項社会教育費、２目公民館費では、区及び部落等集会所整備に係る補助金３分館５件分の増額補正、５項社会体育費、１目社会体育費では、中学校部活動地域展開における進捗状況及び今後のコーディネーター業務詳細内容と、その配置に伴う増額補正、６項施設管理費、２目史跡公園管理費では、町が貸借している松並木公園の土地購入に伴う増額補正との説明を受け、【４款】衛生費、

【７款】土木費を含め、原案を全会一致で可決しました。

(2) 議案第44号 令和8年度立科町介護保険特別会計補正予算(第1号)について。

【1款】総務費のうち、1項総務管理費及び4項地域包括支援センター費では、一般会計の補正予算で説明を受けた介護報酬改定に伴う電算システム改修に係る委託料の計上との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(3) 議案第45号 令和8年度立科町水道事業会計補正予算(第1号)について。
職員の特別昇給の説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(4) 陳情第1号 「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情書。

原案を全会一致で採択しました。

3、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、議会会議規則第77条の規定により報告します。

議長(今井英昭君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、榎本真弓議員。

9番(榎本真弓君) 9番、榎本です。どのような審議がされた、内容をちょっと伺いたいのですが、それは陳情のものです。

陳情第1号の「さらなる少人数学級推進」の陳情について、内容的に理解できるものではあるんですけども、国に要望する部分の2番目の自治体の実効性のある働きに対しての必要な予算措置、それと3つ目の保育の機会均等に対して、その負担率を2分の1に復元すること、こういった2点のところが国家予算に関わり、またかなり影響をしてくる予算体制、大局的に判断していかなければいけない国の姿勢が問われるところなんです、これについてどのような議論がされたか、ちょっと委員会での話のものを伺います。

議長(今井英昭君) 村田桂子社会文教建設常任委員長。

8番(村田桂子君) これについては、全体的な議論でした。一つは、やはり毎年同じような陳情が出されているけれども、それはとりもなおさず教育現場が改善をなかなかされないということの反映であることと、やっぱりこの本題を、意見書を出し続けることで、さらなる教育条件の改善ということを意思として示すという重要性があるということの委員の発言があり、決まりました。

それで反対討論もなく決まったわけですが、特に国庫負担を2分の1に戻すことということはずっと長年行われてきており、なかなか改善をされていないわけです。やっぱりこの問題が、これは議論ではないんですが、私の考えですけど、教職員の疲弊を招いて大変教員不足にもつながり、また途中で辞めてしまう先生も本当に増えているという現実を招いているものだというふうに私は判断しましたし、また委員の皆さんからも反対の意見は全くありませんでした。

詳細な審査報告にはなりませんけれども、大枠でやっぱり教育現場の疲弊とやっぱり国がもう少し教育予算をしっかりと確保して、教育の充実を図るべしというご意見が対応を占めたと思います。

以上です。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

日程第1 議案第42号 立科町温泉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。8番、村田桂子議員、登壇の上、願います。

〈8番 村田 桂子君 登壇〉

8番（村田桂子君） それでは、議案第42号 立科町温泉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について反対討論をいたします。

この条例は、立科町温泉権現の湯の使用料の引上げを提案した条例です。すなわち大人1回券を500円から600円に、子ども200円を300円に引上げ、それに伴って11回、50回、100回、200回券の回数券も大人で1.2倍、子どもで約1.5倍強、1.5倍から1.55倍に引き上げる議案です。ただし、大人の1回券だけ町民は500円に据え置くとしています。

提案理由として、諸物価高騰、燃油高騰が大きな要因のために4,000万円にも及ぶ赤字の縮減を目的としているということです。

審議の中で以下のことが明らかになりました。まず、経費の削減の努力としては、木材チップを燃やすバイオマス発電による燃料費の縮減効果が300万円、節水や節電で75万円の経費のカット、さらにスタッフの配置を見直して人件費の縮減を図った。また料金引上げによる収入増は、令和7年度の客数を計算しまして530万円と、こういう努力をして600円に上げたことで、それでもなお3,570万円の赤字は残るということが審議の中で明らかになったところです。

私の反対の理由は、以下の町民の声を代弁するものです。

すなわち1、燃油などが上がって苦しいのは自分たちも同じ、もう少し我慢ができないのか。

2、山の索道事業など観光事業には40億円という巨額の税をつぎ込んでいるのに、里の住民が利用する施設への投資は少ない。もっとしっかりと支えてほしい。

3、現在の利用状況は、町民3割、町外7割と言われているが、町民は周辺の温泉施設を利用しているのでお互い様である。町外の方はよそより安いから権現に来ると

いうことははっきりしている。

4、町民の1回券をこれまで同様500円としているが、ずっとその措置を続けるのかは分からない、不明であり、その確認で窓口が混雑するのではないかと。

5、誘客努力は尽くされたのかという点で、もっとやれることがあるのではないかと。

6、私は休日前の開館時間の延長や、土日にもデマンドを動かして足の確保をすることもやってみる価値があると考えます。

7、町民へのアピールが足りないと思います。

審議の中で、引上げの試算はしているが、料金を据え置きでの経営改善計画は作っていないことも明らかになりました。引上げは最後の手段です。特に、今回のように3月の議会で引上げが提起され、議会が一旦否決、新聞報道がされたことで温泉経営が大変な状況にあることが広く知れ渡ったことを契機に、私たちは赤字経営で大変なんですが、町民、利用者の皆さんのために料金を1年間は据え置いて頑張ります。休日前には開館時間を延長して、また足の確保もするなどして努力もしますので、ぜひ多くの方のご利用をと呼びかけて改善に向けての努力や、皆さんからの提案を受け付けるなどして町の姿勢を示し、町民や利用者の協力を仰いで経営の立て直し、赤字の縮減を図るべきではないかと考えます。

権現の湯は町民の憩いの場であり、疲れを癒し、明日への活力を生み出す健康増進の場です。コミュニケーションを通じて利用者同士の親睦・交流の場として大きな役割を果たしています。町民福祉の拠点です。料金が引き上げられれば、その機会を減らすことにもなります。同じ料金になればこれまで安いから、「値上げして周辺と同じような料金になれば」という意味です。これまで安いからと利用していた町外の人、わざわざ立科に来る必要もなくなり、確実に減るでしょう。引上げが赤字の縮減につながるかは不透明です。

皆さんの暮らしが大変だからこそ、町は赤字ですが何とか料金を据え置いて皆さんのお風呂を守ります。どうか利用してくださいというほうが断然、町のPRになり、立科町への心証評価も一段と上がると考えます。「損して得取れ」という言葉がありますが、まさにそれではないかと考え、今回の引上げ条例に反対いたします。

議長（今井英昭君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。11番、村松浩喜議員、登壇の上、願います。

〈11番 村松 浩喜君 登壇〉

11番（村松浩喜君） 私は、本定例会に上程された議案第42号 立科町温泉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてに対し、賛成の立場で討論します。

この条例改正の内容は、今年3月定例会に上程されて否決された条例改正案から、指定管理者に関する条項を削除し、大人1回券900円以内などとしていた使用料を、大人1回券600円などに変更したものです。一旦議会で否決された議案を見直し、修

正案を上程したことから、両角町長の並々ならぬ行財政改革への熱意が伝わります。

改正理由については、議場内での質疑や総務経済常任委員会での審査等において詳しい説明がありました。これらに加えて前回3月定例会の説明や与えられた資料などから総合的に判断して、私はこの議案に賛成したいと思います。

前回上程された条例改正案には900円以内という金額や、指定管理者についての記述がありましたので、純粋に赤字額の縮小という目的を捉えることができずに判断を迷われた議員がいたかもしれません。その迷いが賛成しないという行動に結びついた可能性は否定できないでしょう。しかし、今回は違います。町の財政に与えるダメージをなるべく少なくするというところに焦点が絞られましたので、迷わず賛成していただきたいです。

それでは、この条例改正案が上程された背景を整理しながら、その正当性を導いてまいります。令和7年度の決算見込みでは、権現の湯の赤字額は約4,100万円です。これにより令和3年度から5年間の年間赤字額の平均はおおよそ4,300万円になりました。この赤字額は非常に大きいものではないでしょうか。人口が当町の約16倍、一般会計予算額は約9倍の佐久市でさえ約1,800万円の赤字を計上した2年後には、あさしな温泉穂の香乃湯を閉鎖しています。

このことから、当町の人口や財政力では権現の湯をいつ閉鎖してもおかしくないほどの赤字を抱え続けていることが分かります。権現の湯の支出の内訳を見ますと消耗品費、燃料費、光熱水費などの需用費や人件費の上昇が目立ちます。これらの支出を抑えるために日頃から節電を心がけたり、必要最小限のスタッフで運営しているとの報告がありました。

次は、入館者の人数に注目してみます。令和7年度の入館者数はおよそ19万5,000人で、令和6年度より約2万5,000人も増え、令和3年度からは約6万3,000人増えました。この数字は、集客を図るための営業努力を継続し続けたことを物語っています。

このような支出と収入の状況から出ていくお金を抑える努力をしており、なおかつ集客実績を上げていても、先ほどのような赤字額を抱えていることが分かります。多額の赤字を縮小させるために料金の値上げが必要なことは明らかではないでしょうか。今回の値上げによる赤字の削減額は、年間600万円ほどと予想され、依然として3,000万円以上の赤字が確実視されます。抜本的な経営改善のためには、より高額な料金設定が必要かもしれませんが、周辺市町村の日帰り入浴施設の入館料と同程度に抑えたいということで、今回上程された金額に落ち着きました。

今回の条例改正案では、町民の利用に対して配慮していることも見逃してはなりません。それは、割引率が大きい回数券を残したことです。例えば大人200回券ではポイント値引きを含めると1回当たり250円で入館できます。現行の料金では、大人1回当たり約205円である200回券や、同じく約259円の100回券は赤字を生む原因の一つになるため廃止するという選択もあったはずですが、しかし、町民の購入が多いとい

う現状を考慮して残されました。

また、条例改正後も1回券については100円の町民割引が適用されます。現在の割引には障害者割引、日本自動車連盟JAFの会員割引、信州消防団員応援割引があります。いずれもフロントで障害者手帳や会員証などの証明書を提示するもので、町民割引も同様の対応で実施する予定です。

さて、このたびの条例改正案は、料金表の改正というシンプルなものですが、その根底には町民の利用に配慮しながら赤字額を縮小し、財政の健全化を図るという町の姿勢が息づいています。赤字額の縮小によって生まれる財源を他の事業で有効に使うこと、権現の湯を閉鎖せずに営業し続けることなどを考え合わせ、ぜひとも可決しなければなりません。

町民の皆様は議員の金銭感覚は大丈夫なのかとか、多額の赤字を放置しておいて予算措置を伴う新規事業を提案するのはおかしいのではないかというような、議会に対する不安や疑問を抱かれないためにも議員各位の賢明な判断を期待いたします。

以上で議案第42号に対する賛成討論を終わります。

議長（今井英昭君） ほかに原案に反対の討論はありませんか。3番、小野沢常裕議員、登壇の上、願います。

〈3番 小野沢 常裕君 登壇〉

3番（小野沢常裕君） 議案第42号について反対の討論をいたします。

この議案は、権現の湯の使用料を値上げするために条例の一部を改定するものです。条例には記載がありませんが、町民は町外利用者と差をつけて現行の利用料に据え置くとの説明がありました。前回の3月議会において、この種の議案が提出され賛成少数で否決されています。そこで町長は考えたと思います。

町民の料金を据え置けば、前回反対した議員も町民の料金が上がらないなら「まあいいか」とこの議案に何人か賛成してくれるはずだと、この町民料金の導入はどうしても使用料の値上げをしたいという町長の作戦だと思います。これにやすやすと乗っていいのでしょうか、乗ってはいけません。その理由をこれから7つ申し上げますので、議員各位のご判断をよろしくお願いいたします。

まず1つ目、権現の湯は町民の福祉のためにと建設されたようですが、それから約30年、現在の権現の湯は町民だけのものではなく、関係人口や交流人口を呼び込んで地域経済を支える交流施設になっています。ここで料金に差をつけることは、町外からの方々に「安くて景色もいいので来ているのに町民が優先か」という印象を与えかねず、利用者の減少につながってしまうおそれがあります。

2つ目は、町民は町民税や固定資産税を納めているのだから同額の使用量では不公平だとの考えも当然だと思いますが、町外利用者も町のスーパーやホームセンターなどでの消費を通して、この地域経済に貢献してくれています。今の世の中、この温泉

施設を維持管理していくためには、利用者全体の協力が必要です。居住地によって料金を区別することは必ずしも公平とは言えません。

3つ目は、町民かそうでないかの確認です。町民料金制は、入館の際に町民かどうかの確認が必要になります。そのための事務作業やシステムの整備が必要になり、運営コストの増加や窓口業務の煩雑化を招きます。

先日の常任委員会では、町民料金制を行っている日帰り温泉はあるのかとの質問に、確認できていないとの答弁でした。ですから、町はこの町民料金制について、まだ調査や研究をしていないということが伺われます。全国には町民料金制を行っている施設が幾つかありますから、いろいろな課題にどのように対処しているのかなど、情報を集めて慎重に検討する必要があります。この町民料金制は一度始めたらもう後戻りはできません。

4つ目は、町の活性化です。どの自治体も人口の減少が進んでいます。町にとって大切なことは、町民と町外者を区別することではなく、より多くの方々に施設の利用を通して立科町のファンになっていただくことです。誰もが気軽に利用できる今の環境を維持することで関係人口を増やす。これが町の活性化につながっていきます。

5つ目は、集客の方策。まだまだあるだろうということです。スタンプラリーで近隣温泉と連携するとか、山の宿泊客に割引券を渡してもらうことを観光協会にお願いするとか、新聞に折り込みチラシを入れるとか、まだまだ集客に向けての方策はあります。

先日、こんなチラシが入っていましたよね、上野村です。これを持っていくと入浴料が半額です。上野村は村外の客を呼び込もうとしています。立科町とは発想が逆なんですよ。

6つ目は、物価の高騰です。去年の米の値上がりから始まり今では全ての物価が高騰し、庶民の生活を苦しめています。そんな中で値上げすれば「権現の湯よ、お前もか」と言われてしまいます。こんなときだからこそ、「立科町は頑張っているなあ」と言われる町であってほしいと思います。庶民の味方、立科温泉権現の湯です。赤字の削減のために最後の切り札を使ってはいけません。

最後7つ目は、職員の人事異動です。集客に努力していた支配人が3月末の人事異動により交代してしまいました。新しい支配人は温泉館の経験がないようです。ですから今までのことを継続していくことで精いっぱいだろうと推察されます。そこへ町民料金の導入では、何か問題が起こったとき支配人は1人で大丈夫なのか、病気になってしまわないのかと心配になります。ですから人事異動で支配人を替えたのですから、今はまだこのような新しいことを始めるときではありません。

以上の理由から、使用料の改定と町民料金制の導入に反対し、本案の再検討を求めます。各議員の皆さん、私の反対討論へのご賛同をどうかよろしくお願いいたします。

議長（今井英昭君） 次に、原案に賛成の討論はありませんか。7番、森澤文王議員、登壇の

上、願います。

〈7 番 森澤 文王君 登壇〉

7 番（森澤文王君） 7 番、森澤文王。議案第42号 立科町温泉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について原案に賛成の立場で討論いたします。

この議案は、権現の湯の赤字軽減のための議案であり、3月に議会が否決した議案第14号のグレードを下げたものです。議会に否決を突きつけられても、すぐ6月議会にこの議案が上程されているのは、急いで町が解決しなければならない大問題であるのと議員はそう考えるべきだと思います。

この権現の湯の入館料の引上げについて、反対の議員の3月から今回までの討論や発言の内容を私なりに理解してみようと試みたのですが、どうも私の腑に落ちないところが幾つかありました。例を挙げれば、「福祉施設なのだから料金を据えおいて営業努力をして集客するべき」と言われると、福祉に対して新しい需要を掘り起こせ、サービスを向上して魅力をアピールしなさいというのはしっくりきません。

周辺市町の施設より安いから使ってもらえているという方もいらっしゃいますが、権現の湯がより魅力的になるように頑張ってきたスタッフ、関係者にしてみれば自分たちの努力は評価されず「低価格のおかげだ」と言われてしまえば身も蓋もない。食堂のメニューや売店の品物をもっと魅力的なものと言われても、よそより100円安いから来ているというお客さんがお金をたくさん使っていくとは思えない。

そしてこれ、言われる側からしてみると議員一人一人の意見、個別判断ではなく議会から言われた意見としてまとめて受け取るわけですから、まだできることがあるのにやっていない、営業努力が足りていない、営業時間をもっと夜遅くまでやりなさい。何といても料金が安いだけが魅力の温泉なんですから、それでもお客さんが増えなかったらそれはあなた方が知恵を絞っていないからですよ。私にはそんなふうに聞こえます。

いつも町民のためにと言われて頑張っているという方もいらっしゃる議員の皆さんにしては、えらい冷たいこと言うなと、私はそう感じています。長年赤字が続く権現の湯は令和7年度の決算見通しとして4,100万円ほどの赤字であるということは先ほど同僚議員からもありましたが、そのぐらいの赤字いいじゃないかという金額ではないのです。

スキー場はそんな赤字で続けられないから指定管理になったんです。これが先ほど同僚議員からもありましたが、ご自身の政治生命をかけて、この赤字は町民益であるこの赤字を守るためにほかにやってほしい事業は何も言わないということならまだ分かるんですが、次から次へと町のため町民のためとお金のかかることをおっしゃる。4,000万円の赤字というのは、考え方の一つとして立科町の納税者人口3,000人から4,000人とした場合、納税者1人当たり1万円、権現の湯を一切使わない方でも運営のために1万円負担しているのと同じということになります。町外からの来館者が七、

八割、そんな施設でその人たちが安く入浴できるために、何で町民に負担を強いるのでしょうか。

先ほど上野村のしおじの湯はすばらしいというご発言がありましたけれども、私たち今回、今月上野村まで視察に実際、しおじの湯に行くわけですけれども、事前調査をしますと、立科町とは確かに全く違う自治体です。立科町の固定資産税、人口6,000人のこの町で、およそ4億5,000万円ぐらい、上野村1,000人を切る人口でダムがあるので固定資産税が12億3,000万円です。お金あるんです。福祉をする住民が1,000人いない、そんな温泉のサービスと全く同じことを私たちがやっていいわけがない。そういう「しおじの湯」に、これから私たちは視察に行くわけですけれども、何と入館料は600円、営業時間は夜の7時までです。何を比べてくるのか後でまた聞きたいと思いますけれども。

こういう中でありますから現在の物価高騰の中で、立科町においては正しい価格転嫁です。これで4,000万円の赤字が黒字になるというわけではないですが、まずは入館料を上げて少しでも赤字を減らす。これをしなければ、私たちは権現の湯の閉館についての議論をしなくてはなりません。町が権現の湯権を守っていくという姿勢の現われであり、この価格改定について反対する理由は一切ありません。

以上で、私の賛成討論を終わります。

議長（今井英昭君） ほかに原案に反対の討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

反対討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

ほかに原案に賛成の討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

賛成討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

これから日程第1 議案第42号 立科町温泉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は賛成多数で可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

田口事務局長、確認願います。着席してください。

起立多数です。したがって、議案第42号 立科町温泉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第43号 令和8年度立科町一般会計補正予算（第1号）について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

反対討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。8番、村田桂子議員、登壇の上、願います。

〈8番 村田 桂子君 登壇〉

8番（村田桂子君） 議案第43号 令和8年度立科町一般会計補正予算（第1号）で賛成討論を行います。

この議案では、立科振興公社のさらなる展開を支えるための地域おこし協力隊員1名の人件費、白樺高原の花火大会の行政による募金活動、ガバメントクラウドファンディング、農業形態への乗用草刈り機の支援、観光牧場維持のための牛の借入料、中学校部活動の地域展開移行のための調整役の雇用、中央公民館視聴覚室団体室へのエアコン設置費用などが予算化されました。いずれも必要な事業と認め賛成します。

今回の審議の中で、町の説明において不足していると感じたことがあり、それちょっと指摘したいと思います。

それは福祉医療の電算委託料の説明で、町独自で行っている福祉医療制度などで、高額療養費の見直しに伴ってシステム改修が必要という説明でした。福祉医療費は18歳までの児童に加え、妊産婦、障害者、児童扶養手当受給者など幅広い住民の医療費に関わるもので、子どもたちは完全無料化ですが、他の方たちは一旦は2割、3割を支払う償還払いとなっております。1医療機関当たり500円が差し引かれて戻されるものですが、一旦は払い込まなくてはなりません。この流れの中で、町のシステムの高額療養費の自己負担分を引き上げる作業をするためのものとして、13万9,000円が計上されました。

私が問題にしたいのは、その説明が7%の引上げとされましたが、実際はより深刻な影響が決まったのだと思います。所得区分はそのまま上限額を引き上げるというシステム改修費ということですが、厚労省による引上げにより、町民への影響がどうなのか説明されるべきではなかったでしょうか。私の勉強不足から突っ込んだ質疑ができなかったのですが、住民税非課税世帯は月500円、年収370万円以下だと900円の引上げになり、370万円から770万円の世帯では、おしなべて自己負担の上限額を引き上げることとしています。

質疑の中ではこうした詳細は示されなかったのですが、町民の命と健康に関わる重要な案件なので、さらりと平均7%の引上げですということだけの説明では不十分だったのではないかと思います。何のためにシステム改修をするのかとの疑問に対し、福祉医療費の対象者に上限を超えていますよと指摘し、払い過ぎた還付を促すのが目的とのことでしたが、それならば最初から500円だけもらい、「後の支払いは結構です」というのが改善の方向です。

さらに言えば、福祉医療費の受給者には、子どもと同様、窓口無償化を進めるべきです。福祉医療費においては、住民の500円の負担が増えるわけではないので私は賛成しますが、私が言いたいのは、国の指示文書そのままシステム改修を予算計上するのではなく、こうした変更を契機として、そのことが住民にどう影響するのかを検討し、町としての立場を持つ、または示すことが必要だということを指摘したいと思います。

以上、言わせていただきました。討論といたします。

議長（今井英昭君） ほかに原案に賛成の討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

賛成討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

これから日程第2 議案第43号 令和8年度立科町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第44号 令和8年度立科町介護保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第3 議案第44号 令和8年度立科町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第45号 令和8年度立科町水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4 議案第45号 令和8年度立科町水道事業会計補正予算（第1号）について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 陳情第1号 「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情書について討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5 陳情第1号「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情書を採決します。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

田口事務局長確認願います。着席してください。

起立多数です。したがって、陳情第1号は採択することに決定しました。

◎日程第6 同意第2号～日程第18 同意第14号

議長（今井英昭君） 次に、日程第6 同意第2号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件から、日程第18 同意第14号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件までの13件を一括議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） 同意第2号から第14号までの同意案件について一括で説明を申し上げます。

立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件は、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、次の者を立科町農業委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求めるものであります。本日提出でございます。

農業委員会委員については、定数13名として、令和8年4月1日から4月28日までの28日間、推薦及び募集を行いました。応募はなく、候補者として地域及び団体から委員定数と同数の13名の推薦があり、それぞれ農業に関する識見を有し、職務を適切に行うことができると認められますので、候補者全員を農業委員会委員に任命することについて同意を求めるものでございます。

以後、氏名、備考の順で提案いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

同意第2号、荻原喜一。認定農業者です。

同意第3号、宮坂孝一。認定農業者です。

同意第4号、岩下博美。

同意第5号、笹井和文。

同意第6号、保科武美。

同意第7号、中谷節子。認定農業者に準ずる方です。

同意第8号、今井由春。

同意第9号、今井勝義。

同意第10号、市川峰之。認定農業者です。

同意第11号、関陽一。認定農業者です。

同意第12号、滝澤俊徳。

同意第13号、大澤康雄。

同意第14号、瀧澤諭子。この方は、利害関係を有しない者として任命をしたいと存じます。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、同意賜りますようますようよろしくお願い申し上げます。

議長（今井英昭君） これから質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから同意第2号から同意第14号までを、1件ごとに採決します。この採決は起立によって行います。

同意第2号 立科町農業委員会の委員任命について、同意を求める件について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

田口事務局長、確認願います。着席してください。

全員起立です。したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

同意第3号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

田口事務局長、確認願います。着席してください。

全員起立です。したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

同意第4号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

田口事務局長、確認願います。着席してください。

全員起立です。したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

同意第5号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

田口事務局長、確認願います。着席してください。

全員起立です。したがって、同意第5号は同意することに決定しました。

同意第6号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

田口事務局長、確認願います。着席してください。

全員起立です。したがって、同意第6号は同意することに決定しました。

同意第7号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

田口事務局長、確認願います。着席してください。

全員起立です。したがって、同意第7号は同意することに決定しました。

同意第8号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

田口事務局長、確認願います。着席してください。

全員起立です。したがって、同意第8号は同意することに決定しました。

同意第9号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

田口事務局長、確認願います。着席してください。

全員起立です。したがって、同意第9号は同意することに決定しました。

同意第10号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

田口事務局長、確認願います。着席してください。

全員起立です。したがって、同意第10号は同意することに決定しました。

同意第11号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

田口事務局長、確認願います。着席してください。

全員起立です。したがって、同意第11号は同意することに決定しました。

同意第12号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、同意

することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

田口事務局長、確認願います。着席してください。

全員起立です。したがって、同意第12号は同意することに決定しました。

同意第13号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

田口事務局長、確認願います。着席してください。

全員起立です。したがって、同意第13号は同意することに決定しました。

同意第14号 立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

田口事務局長、確認願います。着席してください。

全員起立です。したがって、同意第14号は同意することに決定しました。

◎日程第19 発委第2号

議長（今井英昭君） 次に、日程第19 発委第2号 委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩とし、2時50分から第1委員会室において、全員協議会を開催しますので、議員及び理事者、関係職員は参集願います。

なお、全員協議会終了後、議会運営委員会を開催しますので、議員及び理事者は参集願います。再開は議会運営委員会終了後となりますので、承知願います。

（午後2時38分 休憩）

（午後3時15分 再開）

議長（今井英昭君） 休憩前に引き、続き会議を開きます。

お諮りします。会議規則第22条によって、本日の議事日程に、お手元に配付しました議事日程を追加日程として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議事日程を追加日程として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第46号

議長（今井英昭君） 追加日程第1 議案第46号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。竹重総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 竹重 和明君 登壇〉

総務課長（竹重和明君） 議案第46号 財産の取得について提案理由の説明を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

- 1、取得する財産、令和8年度公立学校情報機器整備、タブレット端末等一式。
- 2、取得の方法は、随意契約。
- 3、取得の金額は、2,733万6,254円。
- 4、契約の相手方は、松本市キッセイコムテック株式会社。

本日提出、立科町長。

本案につきましては、事業費を計上した一般会計当初予算の議決を頂き進めてまいりました。小中学校のタブレット端末等の更新に伴う財産の取得について、長野県市町村自治振興組合の共同調達に参加し、自治振興組合がプロポーザル審査を行い、この結果、キッセイコムテック株式会社が業者として決定しました。

この経過から取得の方法は随意契約となります。事務手続等が完了し、このたび物品売買契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により700万円以上の動産の買入は、議会の議決が必要であることから本日議決をお願いするものでございます。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（今井英昭君） これから追加日程第1 議案第46号 財産の取得についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。8番、村田桂子議員。

8番（村田桂子君） ただいま課長よりご説明がありましたけれど、長野県の自治振興組合がプロポーザルでキッセイコモテックに決めたということなんですけど、そうすると例えばの話、長野県下全体でキッセイコモテックと契約して必要な分を町に請求するみたいな形にはならないのか、何で町独自で改めて契約する必要があるのか、それについて1点ご説明をお願いしたいと思います。

それから2点目は、この調達については前回もキッセイコモテックだったのかどう

か、有効期限というか、次回のまた古くなって更新するということになろうかと思うんですけど、その更新の期間というのは一体どのくらいになるのか、それから有効活用、それについて２点目伺いたいと思います。

議長（今井英昭君） 羽田教育次長。

教育次長（羽田徹也君） お答えします。

契約につきましては、この補助金を申請するに当たって、長野県が設置する共同調達会議への参加及び共同調達の購入が義務づけられているというところで、こちらのほうで行っているような状況です。ですが補助金を頂くのは町が申請するような形になりますので、町のほうで予算化が必要というような形になります。

２つ目の更新の期間ですけれども、更新は一応５年という形になると思います。前回の選定業者につきましては、前回も同じキッセイコモテックとなっています。

以上です。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。８番、村田桂子議員。

８番（村田桂子君） ただいまご説明いただいたんですけれども、そうすると長野県自治振興組合が、ここがよいと業者を選定したけれども、それぞれの町の自治体の規模に応じてそれぞれが議決しなくちゃいけないという決まりになっているということですか、それ確認です。

５年間が規定期限で、また次の５年に同じようなことをされるわけですが、そのときも自治振興組合のプロポーザル方式で業者を選定したものを町が追認する形になるということなんでしょうか。前回、それは入札だからプロポーザルなので性能発注というか、いろいろな提案を受けてここにしようと思えると思うんですけども、必ずしも同じになるとは限らないということでしょうか。確認したいんですが、お願いします。

議長（今井英昭君） 羽田教育次長。

教育次長（羽田徹也君） あくまでこの共同調達の入札に関しましては、１台幾らという単価の設定になりますので、自治体の規模によって、台数によっては補助金の額等が変わってきますので各町村がやるような形になります。

また５年後ですけれども、もちろんそのときの情勢によりまして、現在、今回クロームブックを選定したんですけれども、そのときの時点でどのＯＳがいいのかというのは、また再度検討というような形になります。業者のほうもどの業者になるかは不明というような形になるかと思います。

以上です。

議長（今井英昭君） ８番、村田桂子議員。

８番（村田桂子君） 最初に聞いておくべきだったんですけれども、その自治振興協議会でこの業者って決めたことは決めていると思うんですけど、必ずしも町が同じである必要があるんでしょうか。先ほど全員協議会のご説明では、教職員が移動した際に同じ

機種だとやりやすいと、そういう利便性は当然あるかと思うんですけど、それぞれの個々の自治体が契約をするということを考えると、自治振興協議会と必ずしも同じでなくてもいいのかなと思うんですが、その考え方はどうでしょうか。一番最初に確認しなくてはいけなかったんですけど、お願いします。

議長（今井英昭君） 羽田教育次長。

教育次長（羽田徹也君） 大前提に、この共同調達の会議に参加するというのが補助金の対象という形になりますので、町独自に選定した場合はこの率のいい補助金の対象外となるケースが想定されるかと思います。

以上です。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第46号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 議案第47号

議長（今井英昭君） 追加日程第2 議案第47号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。竹重総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 竹重 和明君 登壇〉

総務課長（竹重和明君） 議案第47号 財産の取得について提案理由の説明を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求める。

1、取得する財産、令和8年度立科町同報系防災行政無線親局操作P C、サーバーP C一式。

2、取得の方法は、指名競争入札。

3、取得の金額は、1,390万9,500円。

4、契約の相手方は、松本市株式会社国際電気長野営業所。

本日提出、立科町長。

本件につきましては、事業費を計上した一般会計当初予算の議決を頂き進めてまい

りました、防災行政無線親局操作ＰＣ、サーバーＰＣの更新に伴う財産の取得について、電気通信機器の指名参加願いの提出がある５社を指名し、去る６月９日に指名競争入札を行い、この結果、株式会社国際電気長野営業所が落札し、物品売買契約を締結するに当たり、先ほどの議案第４６号と同様に７００万円以上の動産の買入れは議会の議決が必要であることから、本日議決をお願いするものでございます。

なお、更新を予定する親局操作ＰＣ、サーバーＰＣは、メーカー推奨交換周期は５年ではありますが、防災行政無線を整備した平成２７年度から保守点検での状況確認、一部部品の交換等により１０年以上使用しております。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（今井英昭君） これから追加日程第２ 議案第４７号 財産の取得についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。８番、村田桂子議員。

８番（村田桂子君） 確認ですが、立科町同報系防災行政無線というのは、庁舎の２階にある防災行政無線の基地局というか、そのことを意味するわけですか、確認です。

それから５年後にはまた再びということで、これは１０年間も使ってきたから、ここであつたのだということなんですか、具体的な不具合というのはどんなことがあつたんでしょうか。

議長（今井英昭君） 竹重総務課長。

総務課長（竹重和明君） お答えいたします。

この防災行政無線は、親局は先ほど言われたとおり庁舎２階の放送室というか、相談室のところに設置されているものです。１番の基地局は役場の東側の鉄塔から全て配信されています。

一番の不具合ということなんです、実はＯＳがウインドウズ７で構成されていて、これからウインドウズ１０にしていきたいと思えます。

不具合時のときに部品調達等がウインドウズ７……。

議長（今井英昭君） 議事整理のため暫時休憩とします。

（午後３時３０分 休憩）

（午後３時３１分 再開）

議長（今井英昭君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

竹重総務課長。

総務課長（竹重和明君） 今、ＯＳがウインドウズ７なんですけども、これからウインドウズ１１に変えていきたいと、そうでないと不具合が生じたときに部品調達ができないということで、そのところを変えていきたいということです。

現在もネットワークの連携はないので、サーバー攻撃とかそういうことはないという
ことでご承知いただければと思います。

以上です。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。8番、村田桂子議員。

8番（村田桂子君） そうすると、普通5年で更新するものを10年間頑張ってきたということ
だけれども、今のところ不具合はないけれど、あったときに部品が調達できないから
新しいものに変えるということですね。その理由は分かりました。

そうすると次に、入札の結果なんですが、先ほどの全員協議会での説明によると、
以前調達したところと同系列の事業所が落札をしたということになっています。そう
すると参加資格がある5つのうち3つが辞退をされて、4つ目は電線ですか、提出な
しというふうになっているんですけども、これは期日までに札を入れてくださいよ
というご案内を出したんですけどもなかったということなんですけど、この辞退の理
由とかそういうところは何か聞いていらっしゃるんでしょうか。

議長（今井英昭君） 竹重務課長。

総務課長（竹重和明君） お答えいたします。

3社の辞退の理由が載っておりました。

1社は手持ち業務が多忙であり、技術者の配置が困難であることに加え、当社はP
C関連業務を専門としておらず適切なサポート体制の確保が難しいため辞退させてい
ただきますということが1社。それと後、都合により入札参加を辞退していただきま
すというのが2社であります。

以上です。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。竹重総務課長。

総務課長（竹重和明君） 今回は毎年点検をしていて、点検の状況の中で確認をして本当に不
具合のある部分だけは過去に変えた部分もありますが、今回もメーカーの推奨期
間……。

議長（今井英昭君） 議事整理のため暫時休憩とします。

（午後3時34分 休憩）

（午後3時35分 再開）

議長（今井英昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

竹重総務課長。

総務課長（竹重和明君） 提出なかった理由は、別に届出もなかったので承知しておりません。

以上です。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第47号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第3 議案第48号

議長（今井英昭君） 追加日程第3 議案第48号 令和8年度立科町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。竹重総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 竹重 和明君 登壇〉

総務課長（竹重和明君） 議案第48号 令和8年度立科町一般会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,900万円を追加し、予算の総額を55億7,115万5,000円とするものであります。

本日提出、立科町長。

2 ページは第1表、歳入歳出予算補正の歳入と歳出。3 ページは歳入歳出予算事項別明細書の歳入と歳出の総括になります。

4 ページをお願いします。

まず、上段の歳入について説明いたします。

21款3項1目貸付金元利収入は、中小企業振興資金等融資預託金として5,900万円を増額補正しました。

次に、下段の歳出について説明いたします。

6款1項2目商工振興費では、事業者の資金需要が増加し、現在の融資枠では需要に応じきれない状況となり、中小企業振興資金貸付預託金、歳入と同額の5,900万円を増額補正いたしました。この補正は資金繰りに懸念を抱える町内事業者が滞りなく融資を継続し、町内経済の安定と成長を後押しするものであります。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（今井英昭君） これから追加日程第3 議案第48号 令和8年度立科町一般会計補正予

算（第2号）についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。8番、村田桂子議員。

8番（村田桂子君） ただいま課長の説明によりますと、中小企業の皆さんの資金繰りが大変逼迫しておって預託金の増額をというお話でした。これは商工会に委託をして預託して貸付けをお願いしていると思うんですけども、主な貸付け理由については何か聞いていらっしゃるのか、総額で1億5,000万円が預託のほうに回っていると考えてよろしいでしょうか。件数にしたらどのくらいでしょうか。

議長（今井英昭君） 篠原産業振興課長。

産業振興課長（篠原英男君） お答えをいたします。

借入れの主な理由は、もちろん器材等の新規の購入もございますが、今まで借りていたものの借換えというものも結構需要が現在出てきているような状況でございます。

すみません、ちょっと件数等は細かく持ってきていないんですけども、昨年3月であれば新規では38件ほどあった中で10件ほどが新規で貸付けをしているような状況です。あと預託金については、金融機関のほうに預託しているということで商工会は審査をしているという形になります。

以上になります。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。8番、村田桂子議員。

8番（村田桂子君） 確認なんですけれど、恐らくコロナの貸し付けられたものの返済とかそういうのも含まれているかなと、この物価高の中で大変厳しい状況になっているんじゃないかと推察されるんですけども、今回ここで補正するんですが、これの預託金がショートするとかいうようなことがあれば、また追加で預託するということも考えられるんでしょうか。今の状況から考えてどうお考えでしょうか。

議長（今井英昭君） 篠原産業振興課長。

産業振興課長（篠原英男君） 一応、先ほどの借換えというのは今金利がある状況になりつつあるということで、そうすると今借りている金利よりうちの政策金利のほうが高いということで借換えが起きているだろうという推測はします。

それであくまでもこれ預託金ですので、要はこの資金を預託することで金融機関が自前で現金を用意しなくても貸出しができるということを担保していることでありまして、その貸出金がショートするということと預託金に関しては、関係性はないということになります。

以上です。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第48号 令和8年度立科町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第4 発委第3号

議長（今井英昭君） 追加日程第4 発委第3号 「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。田口事務局長。

議会事務局長（田口 仁君） 朗読いたします。

発委第3号 「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出について。

立科町議会会議規則第14条第3項の規定により別紙のとおり提出します。

本日提出、提出者は社会文教建設常任委員会委員長です。

裏面をご覧ください。

意見書であります。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣宛て、議長名の発出です。

意見書の記書きを申し上げます。

1、全ての子どもにゆきとどいた教育を実現するため、以下の点を中心に義務標準法の改正を行うこと。

- （1）さらなる少人数学級の推進。
- （2）複式学級の編制基準の引き下げ。
- （3）教育基礎定数算出に用いる係数（「乗ずる数」等）の改善。
- （4）少数職種の配置増。

2、自治体の実効性のある働き方改革施策を推進するために必要な予算措置を講じること。

3、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

以上です。

議長（今井英昭君） 本案について、提出者の説明を求めます。村田桂子社会文教建設常任委員長。

8番（村田桂子君） 事務局長の朗読のとおりといたします。

議長（今井英昭君） これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発委第3号 「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

本案の採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

田口事務局長確認願います。

着席してください。

起立多数です。したがって、発委第3号は原案のとおり可決され、提出することに決定されました。

◎追加日程第5 発議第2号

議長（今井英昭君） 追加日程第5 発議第2号 物価高騰対策及び国際紛争の平和的解決を求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。田口事務局長。

議会事務局長（田口 仁君） 意見書を朗読いたします。

裏面を御覧ください。

物価高騰対策及び国際紛争の平和的解決を求める意見書です。

意見書の記書きを申し上げます。

- 1、国民生活及び地域経済を守るため、物価高騰対策を継続・拡充すること。
- 2、エネルギー価格および食料品価格の安定化に向けた実効性のある施策を講じること。
- 3、中東地域をはじめとする国際紛争の平和的解決に向け、関係国及び国際機関との連携を強化し、外交的努力を尽くすこと。
- 4、特にイランをめぐる軍事的対立や武力衝突の拡大防止に向け、国際社会と協調した平和的解決を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣、経済産

業大臣宛て、議長名の発出です。

以上です。

議長（今井英昭君） 本案について、提出者より趣旨説明を求めます。8番、村田桂子議員。
登壇の上、願います。

〈8番 村田 桂子君 登壇〉

8番（村田桂子君） 提案理由の補足説明を行います。

本日のニュースによればアメリカとイランとの間に戦争終結に向けた合意文書の調印が19日にも行われるとの動きが報道されました。終結を望む国際世論の力と11月秋の選挙を睨んだ収束の動きと考えますが、いずれにしても戦争終結は大歓迎です。

しかし、ロシアによるウクライナ戦争をはじめ、相次ぐ世界情勢の悪化によりエネルギーや食料を海外に依存する日本では、異常な物価高が町民の暮らしと営業を圧迫し、1万円札がすぐになくなる。仕事は来るがナフサ由来の物資が不足して仕事にならないという事態が深刻になっています。政府に対して一層の物価高対策や品不足の解消、流通の目詰まりの解消など、迅速で実効性のある対策を求めます。消費税の速やかな減税こそ効果的と考えます。ぜひ意見書を提出して町民国民の暮らしの改善のための施策を展開するよう議員の皆さんのご賛同をお願いいたします。

以上、補足説明といたします。

議長（今井英昭君） これから本案に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。
質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の議員の発言を許します。反対討論はありませんか。7番、森澤文王議員。登壇の上、願います。

〈7番 森澤 文王君 登壇〉

7番（森澤文王君） 7番、森澤。発議第2号 物価高騰対策及び国際紛争の平和的解決を求める意見書の提出について、反対の立場で討論いたします。

私としましては、意見書として物価高騰対策を手厚くしてほしいだけであれば、反対の余地はなかったのですが、意見書の着手点が外交努力を尽くすこと、平和的解決を推進することであると、政府の外交に注文をつけているように受け取られました。

そもそも私の考え方としましては、島国の日本人と大陸に住む外国人とはものの考え方が違うので、戦争行為に対して日本人の物差しでは測れないということがあります。個人としては戦争を早く平和的に終わらせてほしいという願いはありますが、以前の討論でも申し上げたとおり、よそ戦争には終結後の関わり方が重要であり、戦争

に関しては高度な外交が求められる中、権利があるとはいえ、地方議会議員の発議で「努力を尽くしなさい」と立科町の名前をつけて政府に意見書を提出するのはやはり賛同できません。

また、このような国際情勢は日々刻々と点が変わっていく中、先ほど提出者より補足の趣旨説明がございましたが、意見書に全く書いていないことをおっしゃられても討論の準備をしてきた私とすれば、全然趣旨が違うではないかということでございますので、このようなスピーディな展開に関して慌てて意見書を出すようなやり方は、私は賛同できません。したがって発議第2号 物価高騰対策及び国際紛争の平和的解決を求める意見書の提出について反対いたします。森澤文王でした。

議長（今井英昭君） 次に、原案に賛成の議員の発言を許します。賛成討論はありませんか。

5番、芝間教男議員。登壇の上、願います。

〈5番 芝間 教男君 登壇〉

5番（芝間教男君） 物価高騰対策及び国際紛争の平和的解決を求める意見書に、賛成する立場で討論を申し上げます。

アメリカとイランの戦闘終結に向けた協議について、トランプ大統領は14日、日本時間の今朝でありますけれども、合意が成立したと明らかにいたしました。

イランにおいてもメディアを通じアメリカとの覚書の内容を「最終決定した」と発表いたしました。正式な署名は先ほどありましたとおり19日スイスで行われるとのことですが、本格的な和平をめぐる双方の溝はまだなお深く、今後の交渉は難航が予想されておるところであります。

加えてイスラエルは、停戦をすると言いつつもアメリカとイランの覚書の合意が進む中においても、ヒズボラの司令部への空爆を実施するなど、まだ完全に安定した国際情勢ではない不安定要素が今の段階ではまだ残っており、情勢を見守る状況にあると考えます。

日本政府の役割は国民生活の安定を目指し、今、ホルムズ海峡をちゃんと各国の輸送船が通過でき、日本にも遅れていた原油等がちゃんと届くのか注視をしていくとともに、今、国内で目詰まりを起こしているナフサ関連製品需要の歪みを一刻も早く通常の市場流通に戻して、流通が回復したら一旦値上がりしたものは元の流通していた市場価格に戻し、必要なものが必要としている人たちに必ず届くようにすること。そして今、物価高、物資不足で国民が困窮している情勢に対しては、必要な支援を早急に行う必要があるということであります。

アメリカ、イランそしてイスラエルに対しても、日本国として国際紛争の平和的解決の席につくよう促して、世界市場の安定、人類の平和的協調を訴えていかなければなりません。国際紛争の平和的解決こそが我々日本人の生活を守ることであり、なお立科町民の生活安定へも連結しているところであります。

この意見書に賛成したのは、この戦争が直接私たちの生活に直結し電気、ガスなどの物価高騰、必要なビニール製品、肥料が手に入らないこと等、立科町の農家、企業、会社経営そして町民の日々の生活に直接つながっているからであります。

そこは世界情勢のことだから静観するのではなく、地域住民としても黙ってはいけな。言える権利は地方自治法第99条の1項で認められているわけですから、立科町民の生活を守るため議員として当然意見を申し上げていかなければならないものとして、物価高騰対策及び国際紛争の平和的解決を求める意見書提出に賛同をいたします。

議長（今井英昭君） ほかに討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。

本案の採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

田口事務局長、確認願います。

着席してください。

起立小数です。したがって、発議第2号 物価高騰対策及び国際紛争の平和的解決を求める意見書の提出については、賛成小数で否決され、提出しないことに決定されました。

これで、本日の日程を全部終了しました。

以上をもちまして、会議を閉じます。

令和8年第2回立科町議会定例会を閉会とします。理事者、議員各位、関係職員の皆さん、大変お疲れさまでした。

なお、この後4時10分から第1委員会室において全員協議会を開催しますので参集願います。

（午後3時59分 閉会）